

居宅介護支援事業所の概要

〈 令和6年9月21日現在 〉

1. 法人の概要

法人名	一般社団法人 松永沼隈地区医師会
代表者名	会長 木村 俊治
所在地	福山市南松永町二丁目8番12号
電話番号	084-933-6299
定款の目的に 定めた事業	一般社団法人松永沼隈地区医師会 一般社団法人松永沼隈地区医師会 訪問看護ステーション 一般社団法人松永沼隈地区医師会 在宅介護支援センター 一般社団法人松永沼隈地区医師会 居宅介護支援事業所 一般社団法人松永沼隈地区医師会 福山市西南部地域包括支援センター

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の概要とサービス提供地域

事業所名	松永沼隈地区医師会 居宅介護支援事業所
事業内容	居宅介護支援事業
所在地	福山市南松永町二丁目8番12号
連絡先	TEL 084-933-6278 084-933-6309 FAX 084-933-6273
介護保険指定番号	3471500037
管理者	牧平美絵
事業所の倫理	利用者の支援にあたって、利用者本意の理念に基づき、個人の尊厳と個別性を尊重し、公正・中立に努め、利用者の心身の状況に応じ、自立した生活を営めるように必要な支援を行う。私たちは介護支援専門員として保健・医療・福祉などの学術的な観点をもち利用者支援し、専門的知識や技術を身につけるよう努力する。
事業目的	事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
運営方針	事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携にも努めます。年に1回事業評価を行い、情報開示をします。
営業日	月曜日から金曜日 午前9時～午後5時15分 土曜日 午前9時～午後12時30分 ※日祝日および年末年始12/29～1/3、お盆8/13～8/15は休業。 ただし、電話等により常時、連絡をすることができます。
サービスを提供する地域	福山市：松永町・南松永町・今津町・南今津町・高西町・本郷町・東村町・宮前町・神村町・柳津町・藤江町・金江町・沼隈町。 尾道市：浦崎町・高須町・原田町。 ※この地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	6名 常勤6名 ※管理者含む。※主任介護支援専門員3名含む。
事務職員（兼務）	1名

3. 居宅介護支援の利用申込から介護サービス提供までの流れと主な内容・提供方法

<p>居宅介護支援に係る事業所の義務</p>	<p>①居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。</p> <p>②指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時やその他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。</p> <p>③利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は入院中の医療機関の医師、歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。</p>
<p>(1) 利用申込の受付・当事業所との契約</p>	<p>相談の依頼を受け、利用者及びその家族より当事業所へ居宅介護支援の利用を申し込みます。居宅介護支援の重要事項の説明や当事業所と契約を交わします。</p>
<p>(2) アセスメント</p>	<p>利用者の自宅を訪問し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、課題分析をします。また、市町から認定審査会の結果と主治医意見を取り寄せ、課題分析をします。</p>
<p>(3) 居宅サービス計画書原案の作成</p>	<p>居宅サービス計画の立案を行い、利用者及びご家族の同意に基づき原案を作成します。</p> <p>①利用者は居宅サービス計画の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事が出来ます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。</p> <p>②利用者又はその家族に対し、前6月間に当事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当事業所において作成した居宅サービス計画に位置づけた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着サービス事業者によって提供されたものの割合について説明を行い、理解を得るように努めます。なお、当事業所の居宅サービス計画の利用状況は別紙（松永沼隈地区医師会居宅介護支援事業所における居宅サービス計画の利用状況）のとおりです。</p>
<p>(4) サービス担当者会議の開催</p>	<p>居宅サービス計画書原案を基に利用者、家族、専門職とのサービス担当者会議を開催します。</p>
<p>(5) 居宅サービス計画書の交付</p>	<p>サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者または家族の同意を受け、交付します。</p>
<p>(6) 居宅サービス計画書の変更</p>	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者の合意により変更します。</p>
<p>(7) モニタリング</p>	<p>少なくとも1ヶ月に1回、介護支援専門員が居宅を訪問し、継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、記録します。</p>
<p>その他の業務</p>	<p>市町の窓口に要介護認定に関する申請（新規・更新・変更）、「サービス計画作成依頼（変更）届出書」の届け出を行います。申請に際し、利用者の被保険者証をお預かりします。</p>

4. 居宅介護支援の利用料

居宅介護支援費について、要介護の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。自己負担はありません。

※保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日各市町の担当窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

※通常のサービスの提供地域以外の居宅を訪問して行なう居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収します。ただし、自動車を使用した場合は、路程1kmあたり20円を実費として徴収します。前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受ける事とします。

○ 基本単位について

居宅介護支援費（Ⅰ）

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費(i) 45件未満	1086単位	1411単位
居宅介護支援費(ii) 45件以上60件未満	544単位	704単位
居宅介護支援費(iii) 60件以上	326単位	422単位

居宅介護支援費（Ⅱ）・・・ケアプランデータ連携システムの活用または事務職員を配置

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費(i) 50件未満	1086単位	1411単位
居宅介護支援費(ii) 50件以上60件未満	527単位	683単位
居宅介護支援費(iii) 60件以上	316単位	410単位

○ 加算について

初回加算	300単位/月	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位/月
特定事業所加算（Ⅰ）	519単位/月	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位/月	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位/月
特定事業所加算（A）	114単位/月	退院・退所加算（Ⅲ）	900単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月	通院時情報連携加算	50単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月	ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、ご家族等に連絡致します。

6. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者の居住地である市町、ご家族等に連絡致します。また、当事業所のサービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償を致します。尚、当事業所は日本興亜損害保険株式会社と損害賠償保険の契約をしています。

7. 高齢者虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③職員に対する虐待防止を啓発するための研修を実施しています。
- ④当事業所職員や介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見又は報告を受けた時には、速やかにこれを地域包括支援センター又は市町に報告いたします。

8. サービス内容に関する苦情について

当事業所の 窓口	松永沼隈地区医師会居宅介護支援事業所 (担当) 牧平美絵 福山市南松永町2丁目8番12号 (電話) 084-933-6278 084-933-6309 (FAX) 084-933-6273
公的団体の 窓口	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 (電話) 082-554-0783 (FAX) 082-511-9126
市町の窓口	利用者の居住地の市町の介護保険担当の部署が窓口になります。

9. 秘密保持について

介護支援専門員及びその他の従業者は、サービスを提供するうえで知り得たお客様やご家族に関する個人情報を、正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

10. 個人情報の使用等について

(1) 使用目的

利用者の居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合に使用します。

(2) 使用する期間

契約日から契約終了日までとします。

(3) 条件

- ①個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ②個人情報を使用した会議、相手方、内容等経過を記録します。